

第 6176 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 4月 9日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 駐車場経営と消費税

Q : 空地进行線引きして駐車場として貸そうと思っています。この場合の貸付けは、土地の貸付けなので、消費税は非課税になりますか？

A : 課税取引になります。

【解説】

消費税は、国内において行われる資産の譲渡等のうち、土地の譲渡及び貸付けには課されませんが、その土地の貸付けが、次のいずれかに該当する場合には、例外として課税されることとなっています。

- ①土地の貸付けに係る期間が1ヶ月に満たない場合
- ②駐車場又は駐輪場として地面の整備をしている場合
- ③駐車場又は駐輪場としてのフェンス、区画割り、建物の設置等をしている場合
区画割りは、白線引きや縄引きによるものなどが該当します。
- ④駐車場又は駐輪場として管理している場合
入出庫の誘導、整列などの管理が行われている場合

ご質問の場合は、空地进行線引きで区画割りされるとのことですので、上記③に該当し、消費税が課されることとなります。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】